

株式等の振替に関する業務規程施行規則の一部改正について

平成 21 年 12 月 1 日

株式会社 証券保管振替機構

1. 改正趣旨

株式等振替制度において、金融商品取引所に上場されていない新株予約権付社債については、当社が定める要件を満たしたもの（以下「総額買取型新株予約権付社債」という。）に限って取り扱うこととしている。現行の取扱要件は、証券会社による総額買取型新株予約権付社債を想定して設定されているが、昨今、企業による資金調達手法の多様化を背景に取引先の銀行や生命保険会社等の金融機関へ割り当てられる形態の新株予約権付社債が発行されるようになってきている。

したがって、発行会社及び口座管理機関の利便性の向上を図る観点から、当該要件を見直し、取扱対象の範囲を拡大することとし、「株式等の振替に関する業務規程施行規則」（以下「規則」という。）の一部改正を行う。

また、株式等振替制度の利用者からの要望を踏まえ、株式等振替システムの利便性の向上を図る観点から、株式等振替システムの機能追加を実施することに伴い、規則に所要の改正を行う。

2. 改正概要

（1）総額買取型新株予約権付社債の取扱要件の見直し等

a. 総額買取型新株予約権付社債の割当先の拡大

振替法第 44 条第 1 項各号に掲げる者又は当該者の企業集団に属する法人に割り当てられる総額買取型新株予約権付社債についても機構の取扱対象となるよう取扱対象の範囲を拡大する。

（規則第 2 条）

b. 新株予約権行使後の株式の売却方針

総額買取型新株予約権付社債の割当先を拡大することに伴い、これまでの取扱要件のうち、新株予約権行使により交付される株式を不特定多数の者に売却することの要件を撤廃する。

（規則第 2 条）

c. 総額買取型新株予約権の取扱要件の見直し等

金融商品取引所に上場されていない新株予約権のうち、総額買取型新株予約権付社債と同様の要件を満たした新株予約権についても、総額買取型新株予約権として振替制度で取り扱うこととしていることから、総額買取型新株予約権の取扱要件についても同様の見直し等を行う。

(規則第2条)

(2) 株式等振替システムの機能追加等

a. 機構の備える担保株式届出記録簿に記録されている内容について、統合 Web 端末からの画面照会及び CSV ファイル出力ができる機能の追加

(規則 別表3 1(1))

b. 新規記録手続に必要な「口座通知データ」の送信方法について、統合 Web 端末からの画面入力ができる機能の追加

(規則 別表3 1(1) 及び同(2))

c. 新株予約権付社債の資金決済会社への元利払日程通知等の配信について、インターネットによる方法から、統合 Web 端末による方法への変更

(規則 別表3 1(2) 及び6(2))

3. 施行日

平成 21 年 12 月 21 日から施行する。

以 上